

報告第 1

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日

白岡市長 藤井 栄一郎

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 12 月 3 日（火）午後 2 時 30 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 白岡市 [REDACTED] |
| 3 | 相手方 | 白岡市 [REDACTED]
[REDACTED] |
| 4 | 事故の概要 | 家屋調査の職務中、市職員が持つ用箋挟を過失により落下させ、家屋の床板を損傷させたものである。 |
| 5 | 損害賠償額 | 37,290 円 |